

幸田町都市計画マスタープラン

<第2回 策定委員会資料>

平成21年2月24日

幸田町 都市計画課

目 次

序 章 はじめに

序 - 1 策定の目的と意義	序 - 1
序 - 2 マスタープランで検討すべき事項	序 - 3
序 - 3 町民参加の方法	序 - 4
序 - 4 マスタープラン策定の体制	序 - 5
序 - 5 前回の幸田町都市計画マスタープランの検証	序 - 6

第 1 章 幸田町を取りまく状況

1 - 1 社会情勢の変化	1 - 1
1 - 2 幸田町の位置	1 - 2
1 - 3 都市づくりにかかわる上位・関連計画	1 - 3
1 - 4 広域的な位置づけ	1 - 17

第 2 章 幸田町の現況

2 - 1 自然・歴史的条件	2 - 1
2 - 2 人口動態	2 - 3
2 - 3 土地利用	2 - 15
2 - 4 産業構造	2 - 23
2 - 5 交通体系	2 - 34
2 - 6 市街化動向	2 - 44
2 - 7 都市基盤整備状況	2 - 50
2 - 8 公共公益施設	2 - 60
2 - 9 都市環境	2 - 65
2 - 10 景観	2 - 66
2 - 11 防災	2 - 68

第 3 章 町民意向の整理

3 - 1 総合計画学区懇談会の整理	3 - 1
3 - 2 町民意向調査結果の整理	3 - 7
3 - 3 地域別まちづくり会議（ワークショップ）の整理	3 - 8

第 4 章 課題の整理

4 - 1 課題整理の流れ	4 - 1
4 - 2 都市づくりの課題	4 - 2

目 次

第5章 都市づくりの目標	
5 - 1 都市づくりの理念と基本方針	5 - 1
5 - 2 将来都市フレーム	5 - 8
第6章 都市づくりの方針	
6 - 1 土地利用の方針	6 - 1
6 - 2 都市施設の整備方針	6 - 7
6 - 3 市街地整備・開発の方針	6 - 19
6 - 4 都市環境形成の方針	6 - 22
6 - 5 都市景観形成の方針	6 - 24
6 - 6 都市防災の方針	6 - 27
第7章 地域別構想	
【地域区分】	7 - 1
7 - 1 坂崎地域	7 - 3
7 - 2 幸田地域	7 - 11
7 - 3 中央地域	7 - 19
7 - 4 荻谷地域	7 - 27
7 - 5 深溝地域	7 - 35
7 - 6 豊坂地域	7 - 43
	課題まで
第8章 推進方策	
8 - 1 整備プログラム	8 -
8 - 2 実現方策	8 -
用語集	参 - 1

序章 はじめに

序 - 1 策定の目的と意義

(1) 策定の目的

本調査は、平成 18 年 3 月に策定された第 5 次幸田町総合計画に即するとともに、愛知県の次期都市計画一斉見直しとの連携を図りつつ、本町の都市計画の基本的な方針を策定するものです。

都市計画マスタープランは、本町の都市化の進展に対応するとともに、町の将来の望ましい姿（将来像）を検討し、住民が安心して快適に暮らせるようまちづくりの基本的な方向を示すことを目的とします。

(2) 都市計画マスタープランとは

都市マスは、平成 4 年（1992 年）の都市計画法改正により創設された制度で、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）を示すものです。

策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした、市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画となるものです。

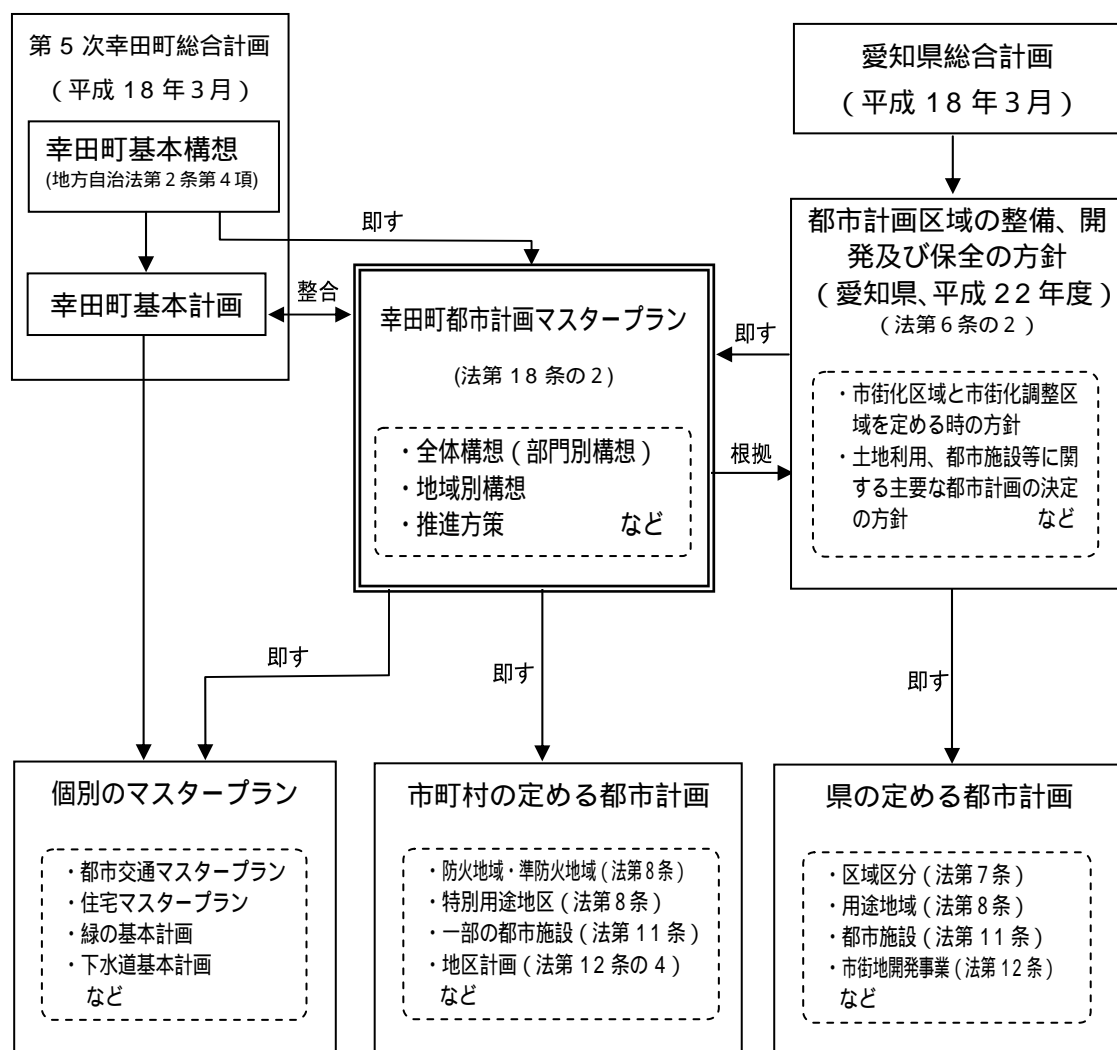
(3) 目標年次

計画の目標年次は平成 42 年とし、平成 32 年を中間年次とします。

(4) 策定の意義

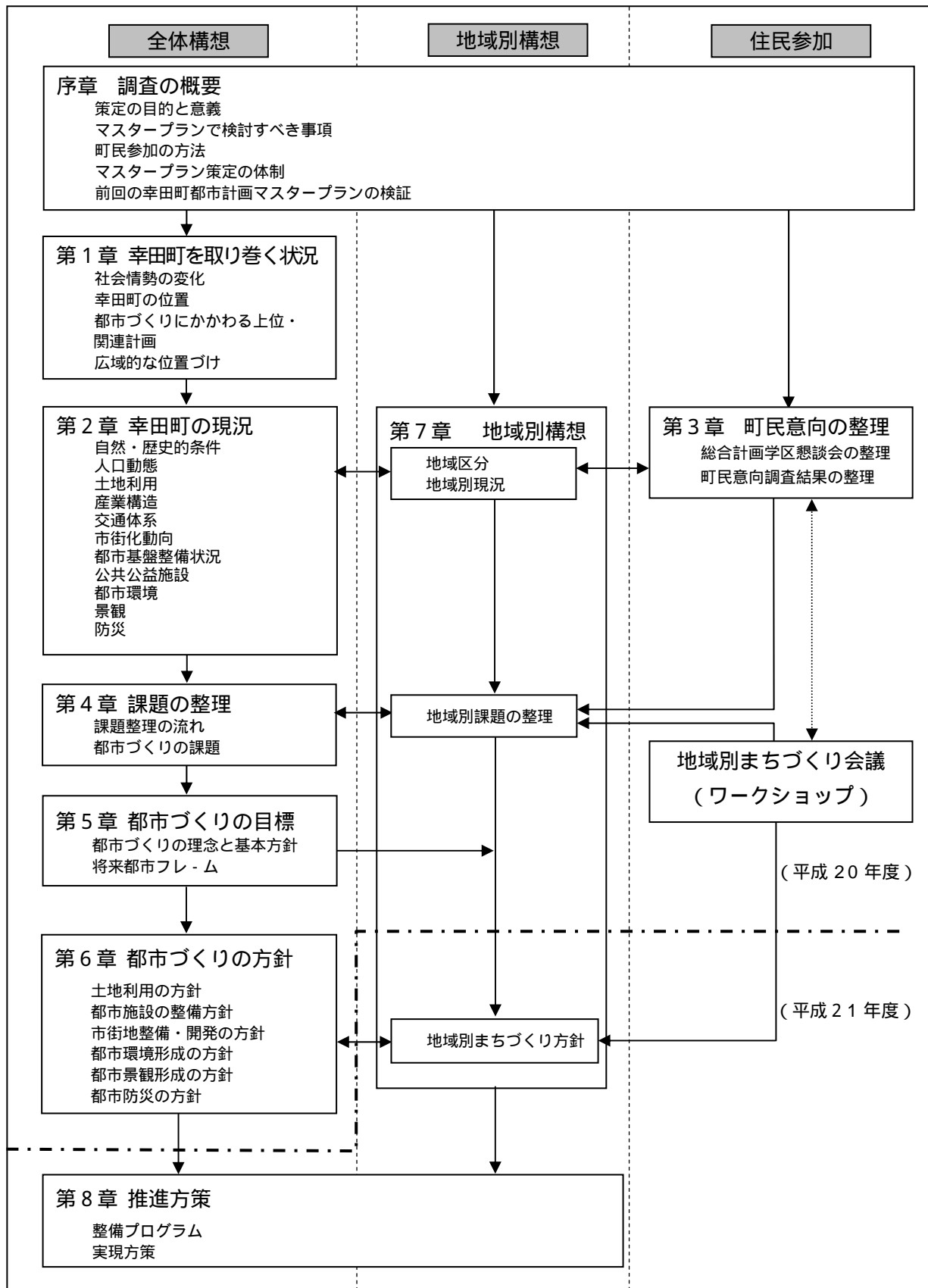
本町では、愛知県や本町の「総合計画」を指針として、平成8年3月に「都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりを進めてきましたが、愛知県の都市計画区域の再編や社会経済情勢の変化に対応し、マスタープランの見直しが必要となりました。

このため、県の定める新たな総合計画や町の総合計画に即して、広域の都市計画などとの調整・整合を図りながら、都市計画法に基づく市町村マスタープランとしての位置づけを持つ「幸田町都市計画マスタープラン」を策定することとします。



都市計画マスタープランの位置づけ

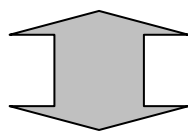
序 - 2 マスタープランで検討すべき事項



序 - 3 町民参加の方法

幸田町都市計画マスタープランは、住民の意見や提案を取り入れたより良い計画とするため、策定過程において「地域別まちづくり会議（ワークショップ）」を設け、住民との話し合いにより、マスタープランを作っていきます。

幸田町都市計画マスタープラン策定委員会



地域別まちづくり会議



町民参加の方法（地域別まちづくり会議）

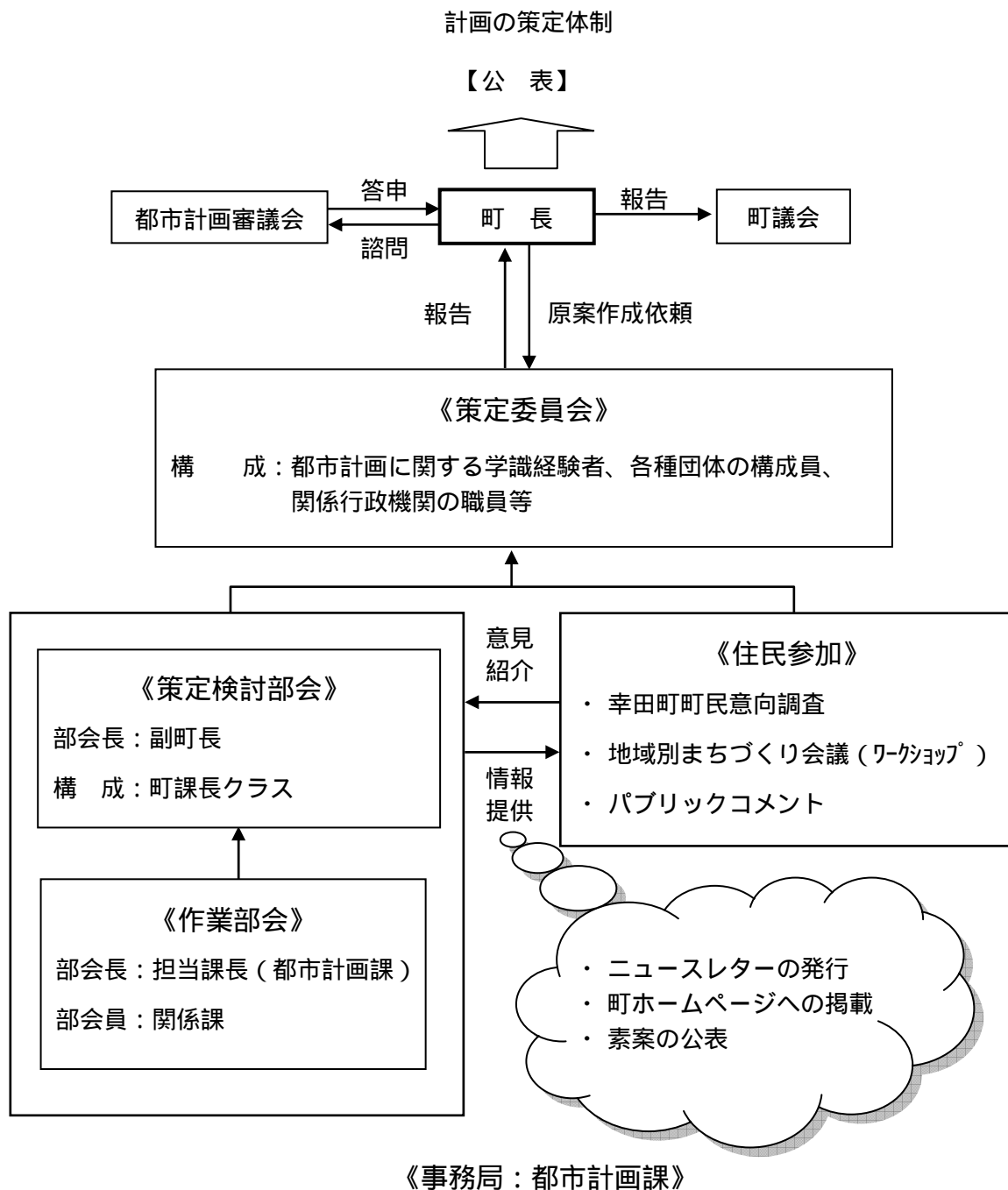
地域別まちづくり会議の構成

検討事項	第1回 地域の現況と課題	} 平成20年度
	第2回 将来のまちづくりの目標	
	第3回 目標に向けてのまちづくりの方針	
実施	「坂崎、幸田」「中央、荻谷」「深溝、豊坂」の3グループ毎に3回実施	

序 - 4 マスタープラン策定の体制

都市計画マスタープランは、庁内の担当者による「検討部会」及び「作業部会」での検討を踏まえ、「幸田町都市計画マスタープラン策定委員会」において検討を深めます。

また、委員会は「地域別まちづくり会議」からの提言を受けるとともに、策定内容について協議します。



序 - 5 前回の幸田町都市計画マスタープランの検証

前回(平成8年3月発行)の幸田町都市計画マスタープランの目標人口や土地利用の枠組み等の概要と現時点における検証結果を以下に示します。

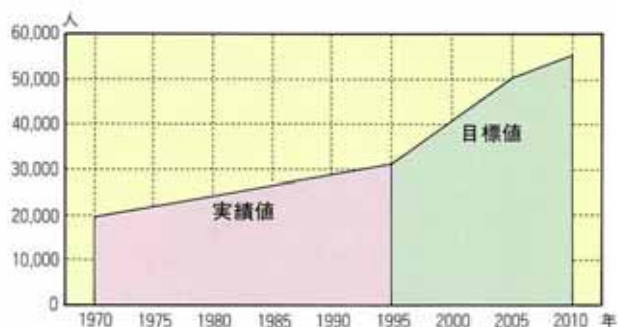
(1) 前回の幸田町都市計画マスタープランの概要

目標年次：2010年〔平成22年〕

将来都市像：「魅力にあふれ住みたくなる永住都市 幸田」

目標人口

基本方針に基づく市街地整備の推進や産業育成等による積極的なまちづくり施策を展開することにより、2005年には人口5万人、2010年には人口5万5千人を目標とします。



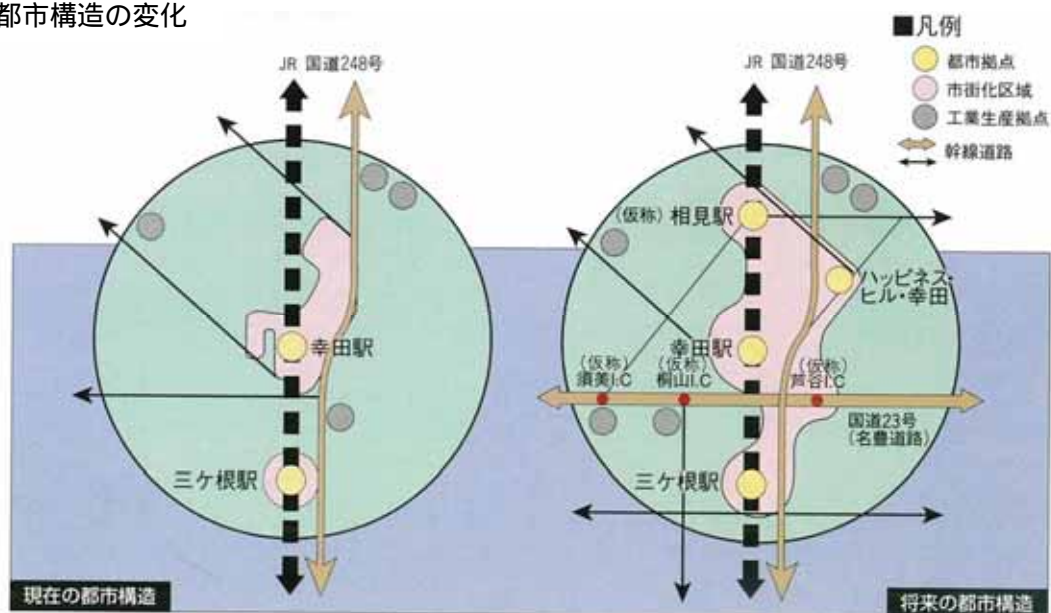
将来の土地利用の枠組み

自然環境との調和、農地の計画的な保全と整備を図りつつ、目標人口の達成に向け、右のような土地利用の枠組を計画します。

(単位：ha)

		現況 (1995年)	目標年次 (2010年)
都市的土地利用	住居系	254	868
	商業系	45	
	工業系	201	370
	小計	500	1,238
自然的土地利用		5,178	4,440
全域		5,678	5,678

都市構造の変化



(2) 前回の幸田町都市計画マスタープランの検証

前回調査時点と現在の基本的指標（人口や施設整備状況等）の比較

		前 回	現 在
人口		30,576 人	35,596 人
世帯数		8,708 世帯	11,715 世帯
世帯人員		3.51 人/世帯	3.04 人/世帯
就業者数	農業	1,314 人	1,026 人
	工業	9,137 人	8,871 人
	商業	6,327 人	9,241 人
道路	国道延長	16.7 km	16.9 km
	県道延長	42.3 km	47.1 km
	町道延長	-	417.2 km
都市計画道路	計画	56,620 m	58,000 m
	整備済み	20,810 m (36.8%)	35,110 m (60.6%)
区画整理	施行済み	30.0ha (4 地区)	51.7ha (8 地区)
	施行中	6.8ha (1 地区)	57.08ha (2 地区)
	計画中	78.3ha (4 地区)	25.51ha (3 地区)
地区計画		-	2 地区
都市公園（供用）		21.76ha (6.8 m ² /人)	35.81ha (9.7 m ² /人)
下水道（認可計画）		140.5ha	591.2ha

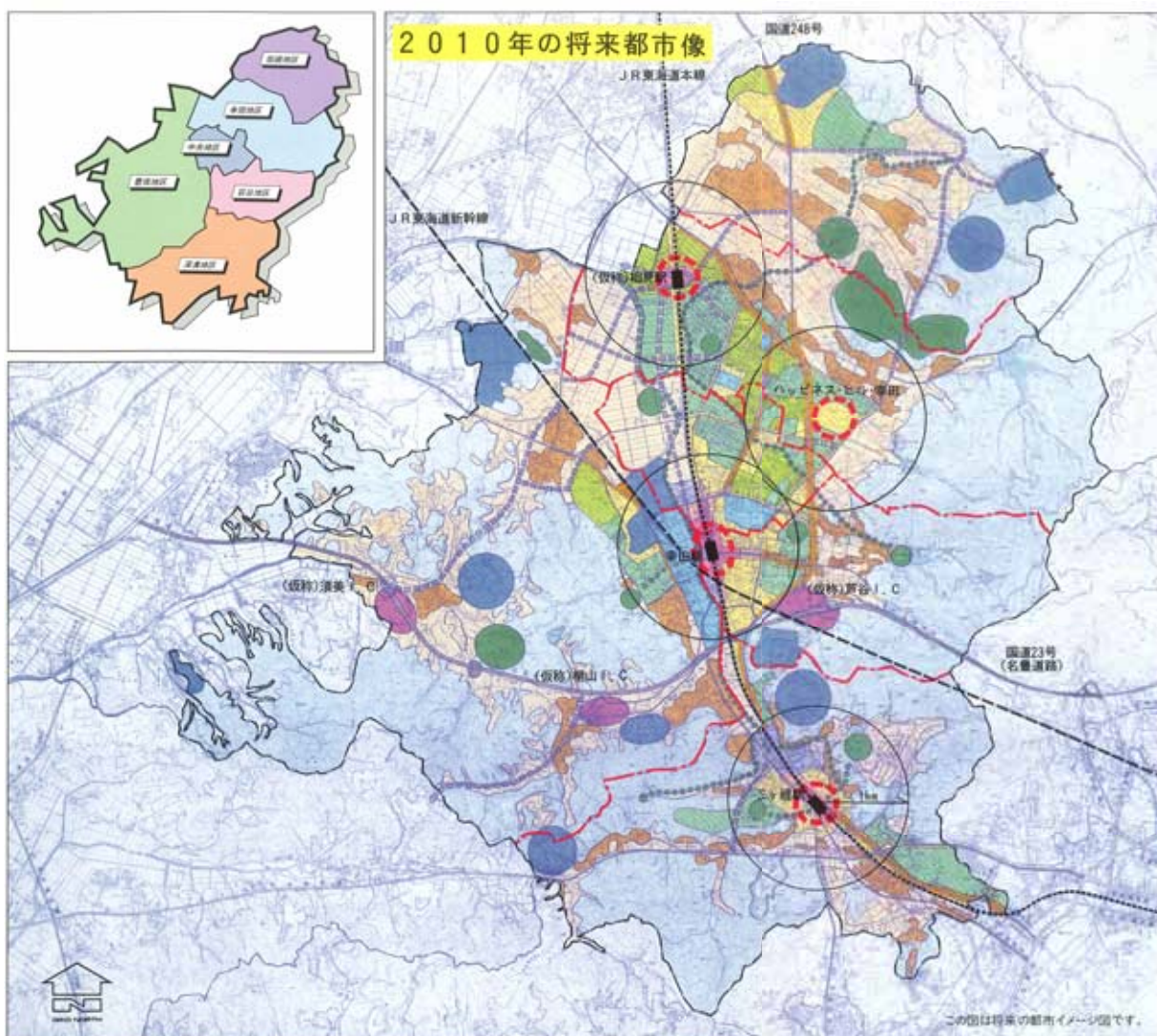
調査時点について

- ・ 「人口」「世帯数」「世帯人員」「就業者数」の今回は平成2年10月、現在は平成17年10月（国勢調査）
- ・ 「道路」「都市計画道路」の今回は平成6年3月、現在は平成20年
- ・ 「区画整理」「地区計画」「下水道」の今回は平成7年3月、現在は平成20年
- ・ 「都市公園」の今回は平成4年10月、現在は平成20年

まちづくりの基本的方向（現在の達成状況の検証）

	現行都市計画マスタープランの位置づけ	達成状況 (: 実施済・実施中、 今後の課題)
a 町の拠点の形成 (核づくり)	・幸田駅周辺を町の中心核として育成	幸田駅前区画整理（施行中） 共同化事業「こうた夢まち舞台」(施行中) 幸田駅の改修と自由通路の設置
	・三ヶ根駅周辺を地域拠点、近郊の観光資源への玄関口として育成	国県道や深溝運動公園の整備が進行 駅と近郊の観光資源との連携強化
	・(仮称)相見駅周辺を新たな拠点(町の副次核)として整備	相見区画整理（施行中） (仮称)相見駅の開設（予定） 交通結節機能（道路、駐車場等）の強化
	・ハピネス・ヒル・幸田周辺を豊かな文化核・体育拠点として整備	町民会館、図書館、町民プールの建設 地区計画の指定 ハピネス・ヒル・幸田周辺の有効利用
b 都市構造の確立	・名豊線・名豊道路、蒲郡岐阜線を軸とする骨格的な道路網の体系的整備	名豊線の暫定（2車線）供用済み 名豊道路の整備
	・生活圏を支える鉄道駅近郊（駅勢圏）等における生活拠点の整備	幸田駅近郊の住宅市街地整備（桜坂、野場） 三ヶ根駅近郊の住宅市街地整備 (仮称)相見駅の開設
	・河川、田園、緑地等の自然、歴史的遺産、公共公益空間（施設）を組み合わせた都市空間の系統的整備	遠望峰山・三ヶ根山等の自然環境軸の保全 桐山地区の総合公園の整備 にぎわいの場、いこいの場、公的施設等を連絡する歩行者ネットワークの形成
c 市街地水準の向上	・土地区画整理事業等による基盤施設の一体的整備と市街化の計画的誘導	区画整理の施行済み・施行中地区は、平成7年当時の約37haが約109haに拡大 今後の市街化拡大とあわせた区画整理の推進
	・区画道路の整備等、地区住環境の修復改善の促進	本町における国道・県道・町道の舗装延長割合は78.2%、都市計画道路の整備済み・概成割合は70.8% 地区計画等による居住環境整備の推進
d 産業機能の育成 (雇用の場の確保)	・駅周辺における商業地の整備と機能強化	(仮称)相見駅周辺における大規模商業施設立地（カメラガーデン） 幸田駅前区画整理と合わせた駅周辺商業の活性化
	・工業団地の整備と生活環境の保全・育成	住宅市街地内の工場移転と跡地の生活環境整備（幸田中央公園、桜坂住宅団地） 住工混在地区における生産環境と生活環境の改善
	・名豊線インターチェンジ周辺等における工業・流通・業務機能の強化	川添六栗の工場立地 須美平原の工業団地整備の推進 須美南山、桐山インターチェンジ周辺等での工業団地整備の推進

2010年の将来都市像



-  **低層住宅地:** 低層住宅を中心に誘導する区域
-  **中高層住宅地:** 中高層住宅を含めて、住宅を中心に誘導する区域
-  **一般住宅地:** 住宅を中心に、その他一定の施設立地を許容する区域
-  **沿道サービス地:** 幹線道路沿いで、沿道サービス施設を誘導する区域
-  **近隣型商業地:** 商業施設を中心に、住宅等も合わせて誘導する区域
-  **商業地:** 商業業務施設を中心に誘導する区域
-  **住工共存地:** 地場産業等と住宅の総合的な共存を誘導する区域
-  **工業地:** 軽工業施設等を中心に誘導する区域

-  **工業団地:** 工業施設を集中的に誘導する区域
-  **流通業務地:** 流通業務施設を集中的に誘導する区域
-  **拡大市街地:** 今後、計画的に市街化拡大を図る候補地
-  **集落地:** 集落環境の保全と整備を図る区域
-  **農地:** 農地の保全と整備を図る区域
-  **森林:** 森林の保全と整備を図る区域
-  **都市拠点:** 商業・交通・文化等、都市機能の集積を図る拠点

都市施設計画等凡例

-  : 幹線系道路
-  : 新規幹線系道路
-  : インターチェンジ
-  : 道の駅
-  : 鉄道・駅
-  : 歩行者ネットワーク
-  : 公園・レクリエーション施設
-  : 河川・水面
-  : 地区界

拡大市街地の動向

系	番号	地区名称	動向
住居系	1	坂崎北部地区	・研究会を実施したが区画整理不賛同
	2	京ヶ峯山麓地区	・7.1haの民間住宅地開発を施行中
	3	相見地区	・54.2haの区画整理を施行中
	4	相見南部地区	・(仮称)相見駅予定地の西側でP & R駐車場整備を予定
	5	田多見地区	なし
	6	広野地区	なし
	7	町民会館周辺地区	・ハッピーネス・ヒル・幸田(町民会館等)が立地 ・18.8haの地区計画指定
	8	桜塚地区	なし
	9	岩堀地区	・5.6haの区画整理を計画中
	10	野場地区	・4.2haの区画整理を施行済み
	11	荻谷地区	・研究会を実施したが区画整理不賛同
	12	蛸沢池周辺地区	・3.0haの区画整理を計画中
	13	稲葉山地区	なし
	14	深溝南部地区	なし
	15	見晴山地区	なし
工業系	16	六反田地区	なし
	17	花籠地区	なし
	18	川添地区	・南部で工場立地 ・北部で8.4haの区画整理を計画中
	19	芦谷インターチェンジ周辺地区	・一部で工場の駐車場を計画中
	その他	8箇所	・須美平原地区で工業団地開発を施行中 ・須美南山地区で工業団地開発を計画中

目標年次別市街地状況図

